

令和 8 年 2 月 3 日
総務部職員厚生課

職員の給与に関する条例等の改正について

1 改正趣旨

特別区人事委員会勧告等を踏まえ、「職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「幼教勤務時間条例」という。）」の一部を改正する。

2 改正内容

項目	内容																		
管理職員に係る給料表の改正 【給与条例別表第 1、別表第 2】	<p>特別区人事委員会勧告を踏まえ、管理職員の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職員の職務・職責をより重視した給料体系の実現、早期昇格者の処遇改善を図るための改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 級（課長級）は、初号近辺の号給をカットし、給料月額を引き上げる。 6 級（部長級）は、初号の給料月額を引き上げつつ、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成とする。 <p>※ 改正前後の給与カーブは別紙 1 のとおり</p>																		
部長級に係る昇給号給数の改正 【給与条例第 6 条】	<p>給料表の改正に合わせ、勤務成績が特に良好以上の場合に限り昇給を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>昇給区分</th><th>極めて良好</th><th>特に良好</th><th>良好</th><th>やや良好ではない</th><th>良好ではない</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇給号給数</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>(現行)</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	昇給区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好ではない	良好ではない	昇給号給数	2	1	0	0	0	(現行)	6	5	4	3	0
昇給区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好ではない	良好ではない														
昇給号給数	2	1	0	0	0														
(現行)	6	5	4	3	0														
管理職員特別勤務手当の改正 【給与条例第 18 条の 3】 【幼教給与条例第 23 条】	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により特定の時間帯に勤務した管理職員に支給される管理職員特別勤務手当について、国の取扱いとの均衡を踏まえ、週休日等以外の日における支給対象の時間帯について、「午前 0 時～午前 5 時」を「午後 10 時～翌日午前 5 時」とする。																		

項目	内容																															
<参考>条例以外の項目 管理職手当の改正 【職員の管理職手当に関する規則】 【幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則】	<p>特別区人事委員会勧告を踏まえ、管理職員の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職員の職務・職責をより重視した給料体系を実現するための一環として、手当額を引き上げる。</p> <p>(1) (2)及び(3)以外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長</td> <td>127,600 (101,000)</td> <td>135,300 (106,500)</td> </tr> <tr> <td>重要困難 課長</td> <td>101,500 (73,200)</td> <td>106,000 (77,400)</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>92,300 (66,500)</td> <td>96,300 (70,300)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医師</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長</td> <td>142,400 (107,200)</td> <td>144,100 (108,400)</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>94,800 (73,100)</td> <td>107,500 (80,700)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 幼稚園教育職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>89,600 (70,800)</td> <td>93,500 (74,200)</td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td>64,700 (41,900)</td> <td>67,700 (49,400)</td> </tr> </tbody> </table>			現行	改正後	部長	127,600 (101,000)	135,300 (106,500)	重要困難 課長	101,500 (73,200)	106,000 (77,400)	課長	92,300 (66,500)	96,300 (70,300)		現行	改正後	部長	142,400 (107,200)	144,100 (108,400)	課長	94,800 (73,100)	107,500 (80,700)		現行	改正後	園長	89,600 (70,800)	93,500 (74,200)	副園長	64,700 (41,900)	67,700 (49,400)
	現行	改正後																														
部長	127,600 (101,000)	135,300 (106,500)																														
重要困難 課長	101,500 (73,200)	106,000 (77,400)																														
課長	92,300 (66,500)	96,300 (70,300)																														
	現行	改正後																														
部長	142,400 (107,200)	144,100 (108,400)																														
課長	94,800 (73,100)	107,500 (80,700)																														
	現行	改正後																														
園長	89,600 (70,800)	93,500 (74,200)																														
副園長	64,700 (41,900)	67,700 (49,400)																														
	※（）内は再任用職員の手当額																															
技能系職員に係る給料表の改正 【給与条例別表第1】	安定的な人材確保及び更なる人材活用の推進を図る観点から、職務給原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリある給与制度を実現するため、改正を行う。																															
給料の切替えに伴う経過措置の廃止 【給与条例附則第5～7項】	職務給原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリある給与制度を実現するため、平成30年に実施した人事制度改革に係る給料表の切替えに伴う差額支給について、令和8年3月31日をもって廃止する。																															

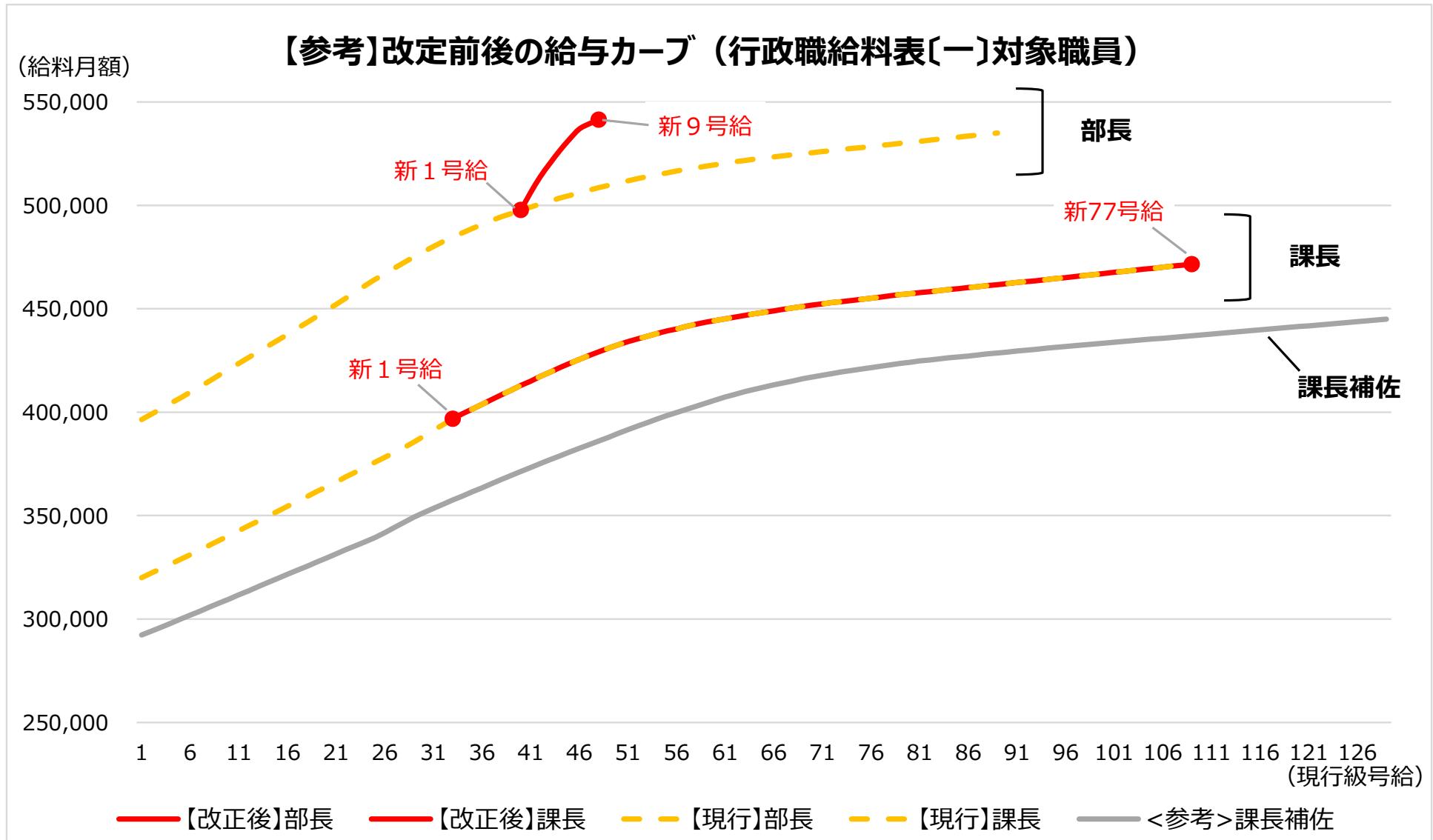
3 新旧対照表

別紙2のとおり

4 施行予定日

令和8年4月1日

別紙1



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月11日条例第11号 (初任給及び昇格昇給等の基準)</p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月11日条例第11号 (初任給及び昇格昇給等の基準)</p>
<p>第6条 省略</p>	<p>第6条 省略</p>
<p>2～3 省略</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 <u>(行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにあっては、零号給)</u> とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。</p>	<p>2～3 省略</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。</p>
<p>5～9 省略 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条の3 第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務をしなかった</u>場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p>	<p>5～9 省略 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条の3 第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務をしなかった</u>場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p>
<p>2 前項本文に規定する場合のほか、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間</u> <u>(週休日等に含まれる時間を除く。)</u> であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(前2項に規定する勤務に従事する時間を</u></p>	<p>2 前項本文に規定する場合のほか、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から</u>午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

第1条による改正後	改正前
<u>考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u> とする。	
(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て区規則で定める額	(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て区規則で定める額 <u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>
(2) 省略	(2) 省略
4 省略	4 省略

第2条による改正後	第1条による改正後
○職員の給与に関する条例 附 則（平成30年3月6日条例第6号） 1～4 省略 <u>5 削除</u>	○職員の給与に関する条例 附 則（平成30年3月6日条例第6号） 1～4 省略 <u>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</u>
<u>6 削除</u>	<u>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u>
<u>7 削除</u>	<u>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u>
<u>(給料の切替えに伴う経過措置)</u> <u>5 省略</u> <u>6 省略</u> (扶養手当に関する特例措置)	<u>8 省略</u> <u>9 省略</u> (扶養手当に関する特例措置)

第2条による改正後	第1条による改正後
<u>7</u> 省略 (扶養手当に関する特例措置)	<u>10</u> 省略 (扶養手当に関する特例措置)
<u>8</u> 省略	<u>11</u> 省略
<u>9</u> 省略	<u>12</u> 省略
<u>10</u> 省略	<u>13</u> 省略
<u>11</u> 附則 <u>第8項</u> の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者等を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（一部改正条例の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。 (平成30年度に支給する期末手当に関する経過措置)	<u>14</u> 附則 <u>第11項</u> の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者等を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（一部改正条例の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。 (平成30年度に支給する期末手当に関する経過措置)
<u>12</u> 省略 (平成30年度に支給する勤勉手当に関する経過措置)	<u>15</u> 省略 (平成30年度に支給する勤勉手当に関する経過措置)
<u>13</u> 省略 (委任)	<u>16</u> 省略 (委任)
<u>14</u> 附則第2項から <u>第4項</u> までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。	<u>17</u> 附則第2項から <u>第7項</u> までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
<u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u>	
<u>(施行期日)</u>	
<u>1</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(特定の職務の級の切替え)</u>	
<u>2</u> <u>第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1口に掲げる行政職給料表（二）の適用について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級</u>	

第2条による改正後	第1条による改正後
<p><u>欄に定める職務の級とする。</u> <u>(号給の切替え)</u></p>	
<p><u>3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1イに掲げる行政職給料表（一）、同表ロに掲げる行政職給料表（二）、別表第2ロに掲げる医療職給料表（二）及び同表ハに掲げる医療職給料表（三）の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。</u> <u>(施行日前の異動者の号給の調整)</u></p>	
<p><u>4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをして職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u> <u>(復職等の日における号給調整の特例)</u></p>	
<p><u>5 施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第18号）第33条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていたならば決定されていた号給に調整する。</u> <u>(1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、</u></p>	

第2条による改正後	第1条による改正後
<u>昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員</u>	
<u>(2) 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日において第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）</u> <u>（施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定）</u>	
<u>6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、附則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。</u> <u>（他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用）</u>	
<u>7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、附則第2項から前項まで並びに附則別表第1及び附則別表第2の規定を準用する。</u> <u>（委任）</u>	
<u>8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u>	
<u>附則別表 省略</u>	
<u>別表第1 一部省略</u>	<u>別表第1 省略</u>
<u>別表第2 省略</u>	<u>別表第2 省略</u>

別表第1（第5条関係）

□ 行政職給料表（二）【改正後】

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	181,100	242,900	278,000	310,100
	2	182,000	245,000	280,200	312,500
	3	182,900	247,100	282,400	314,900
	4	183,800	249,200	284,700	317,300
	5	184,700	251,400	287,000	319,600
	6	185,600	253,100	288,800	321,900
	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
	30	209,200	284,200	322,700	365,100
	31	210,300	285,300	323,800	366,600
	32	211,400	286,400	324,900	368,100
	33	212,500	287,500	325,900	369,600
	34	213,600	288,600	326,900	371,100
	35	214,700	289,700	327,900	372,600
	36	215,800	290,800	328,900	374,100

37	<u>216, 900</u>	<u>291, 900</u>	<u>329, 900</u>	<u>375, 600</u>
38	<u>218, 000</u>	<u>293, 000</u>	<u>330, 900</u>	<u>376, 900</u>
39	<u>219, 100</u>	<u>294, 000</u>	<u>331, 900</u>	<u>378, 200</u>
40	<u>220, 200</u>	<u>295, 000</u>	<u>332, 800</u>	<u>379, 500</u>
41	<u>221, 300</u>	<u>296, 000</u>	<u>333, 700</u>	<u>380, 800</u>
42	<u>222, 400</u>	<u>297, 000</u>	<u>334, 600</u>	<u>382, 100</u>
43	<u>223, 500</u>	<u>298, 000</u>	<u>335, 500</u>	<u>383, 400</u>
44	<u>224, 600</u>	<u>299, 000</u>	<u>336, 300</u>	<u>384, 700</u>
45	<u>225, 700</u>	<u>300, 000</u>	<u>337, 100</u>	<u>386, 000</u>
46	<u>226, 800</u>	<u>301, 000</u>	<u>337, 900</u>	<u>387, 100</u>
47	<u>227, 900</u>	<u>302, 000</u>	<u>338, 700</u>	<u>388, 200</u>
48	<u>229, 000</u>	<u>303, 000</u>	<u>339, 500</u>	<u>389, 300</u>
49	<u>230, 100</u>	<u>303, 900</u>	<u>340, 300</u>	<u>390, 300</u>
50	<u>231, 200</u>	<u>304, 800</u>	<u>341, 100</u>	<u>391, 300</u>
51	<u>232, 300</u>	<u>305, 700</u>	<u>341, 900</u>	<u>392, 300</u>
52	<u>233, 400</u>	<u>306, 600</u>	<u>342, 700</u>	<u>393, 300</u>
53	<u>234, 400</u>	<u>307, 500</u>	<u>343, 400</u>	<u>394, 300</u>
54	<u>235, 400</u>	<u>308, 400</u>	<u>344, 100</u>	<u>395, 300</u>
55	<u>236, 400</u>	<u>309, 300</u>	<u>344, 800</u>	<u>396, 300</u>
56	<u>237, 400</u>	<u>310, 200</u>	<u>345, 500</u>	<u>397, 300</u>
57	<u>238, 400</u>	<u>311, 100</u>	<u>346, 200</u>	<u>398, 300</u>
58	<u>239, 400</u>	<u>312, 000</u>	<u>346, 900</u>	<u>399, 100</u>
59	<u>240, 400</u>	<u>312, 700</u>	<u>347, 500</u>	<u>399, 900</u>
60	<u>241, 400</u>	<u>313, 400</u>	<u>348, 100</u>	<u>400, 700</u>
61	<u>242, 400</u>	<u>314, 100</u>	<u>348, 700</u>	<u>401, 500</u>
62	<u>243, 400</u>	<u>314, 800</u>	<u>349, 300</u>	<u>402, 300</u>
63	<u>244, 400</u>	<u>315, 500</u>	<u>349, 900</u>	<u>403, 100</u>
64	<u>245, 400</u>	<u>316, 100</u>	<u>350, 500</u>	<u>403, 900</u>
65	<u>246, 400</u>	<u>316, 700</u>	<u>351, 100</u>	<u>404, 500</u>
66	<u>247, 400</u>	<u>317, 300</u>	<u>351, 700</u>	<u>405, 100</u>
67	<u>248, 400</u>	<u>317, 900</u>	<u>352, 300</u>	<u>405, 700</u>
68	<u>249, 400</u>	<u>318, 500</u>	<u>352, 900</u>	<u>406, 300</u>
69	<u>250, 400</u>	<u>319, 000</u>	<u>353, 500</u>	<u>406, 900</u>
70	<u>251, 400</u>	<u>319, 500</u>	<u>354, 100</u>	<u>407, 500</u>
71	<u>252, 400</u>	<u>320, 000</u>	<u>354, 700</u>	<u>408, 100</u>
72	<u>253, 400</u>	<u>320, 500</u>	<u>355, 200</u>	<u>408, 700</u>
73	<u>254, 400</u>	<u>321, 000</u>	<u>355, 700</u>	<u>409, 100</u>
74	<u>255, 400</u>	<u>321, 500</u>	<u>356, 200</u>	<u>409, 400</u>
75	<u>256, 400</u>	<u>322, 000</u>	<u>356, 700</u>	<u>409, 700</u>
76	<u>257, 400</u>	<u>322, 500</u>	<u>357, 200</u>	<u>410, 000</u>
77	<u>258, 400</u>	<u>323, 000</u>	<u>357, 700</u>	<u>410, 300</u>

78	<u>259, 400</u>	<u>323, 500</u>	<u>358, 200</u>	<u>410, 600</u>
79	<u>260, 400</u>	<u>324, 000</u>	<u>358, 700</u>	<u>410, 900</u>
80	<u>261, 400</u>	<u>324, 500</u>	<u>359, 200</u>	<u>411, 200</u>
81	<u>262, 400</u>	<u>325, 000</u>	<u>359, 700</u>	<u>411, 500</u>
82	<u>263, 400</u>	<u>325, 500</u>	<u>360, 200</u>	<u>411, 800</u>
83	<u>264, 400</u>	<u>325, 900</u>	<u>360, 700</u>	<u>412, 100</u>
84	<u>265, 400</u>	<u>326, 300</u>	<u>361, 200</u>	<u>412, 400</u>
85	<u>266, 400</u>	<u>326, 700</u>	<u>361, 700</u>	<u>412, 700</u>
86	<u>267, 400</u>	<u>327, 100</u>	<u>362, 100</u>	<u>413, 000</u>
87	<u>268, 400</u>	<u>327, 500</u>	<u>362, 500</u>	<u>413, 300</u>
88	<u>269, 400</u>	<u>327, 900</u>	<u>362, 900</u>	<u>413, 600</u>
89	<u>270, 400</u>	<u>328, 300</u>	<u>363, 300</u>	<u>413, 900</u>
90	<u>271, 400</u>	<u>328, 700</u>	<u>363, 700</u>	<u>414, 200</u>
91	<u>272, 400</u>	<u>329, 100</u>	<u>364, 100</u>	<u>414, 500</u>
92	<u>273, 400</u>	<u>329, 500</u>	<u>364, 500</u>	<u>414, 800</u>
93	<u>274, 400</u>	<u>329, 900</u>	<u>364, 900</u>	<u>415, 100</u>
94	<u>275, 400</u>	<u>330, 300</u>	<u>365, 300</u>	<u>415, 400</u>
95	<u>276, 400</u>	<u>330, 700</u>	<u>365, 700</u>	
96	<u>277, 400</u>	<u>331, 000</u>	<u>366, 000</u>	
97	<u>278, 400</u>	<u>331, 300</u>	<u>366, 300</u>	
98	<u>279, 400</u>	<u>331, 600</u>	<u>366, 600</u>	
99	<u>280, 400</u>	<u>331, 900</u>	<u>366, 900</u>	
100	<u>281, 400</u>	<u>332, 200</u>	<u>367, 200</u>	
101	<u>282, 400</u>	<u>332, 500</u>	<u>367, 500</u>	
102	<u>283, 400</u>	<u>332, 800</u>	<u>367, 800</u>	
103	<u>284, 400</u>	<u>333, 100</u>	<u>368, 100</u>	
104	<u>285, 400</u>	<u>333, 400</u>	<u>368, 400</u>	
105	<u>286, 400</u>	<u>333, 700</u>	<u>368, 700</u>	
106	<u>287, 400</u>	<u>334, 000</u>	<u>369, 000</u>	
107	<u>288, 400</u>	<u>334, 300</u>	<u>369, 300</u>	
108	<u>289, 300</u>	<u>334, 600</u>	<u>369, 600</u>	
109	<u>290, 200</u>	<u>334, 900</u>	<u>369, 900</u>	
110	<u>291, 100</u>	<u>335, 100</u>	<u>370, 200</u>	
111	<u>292, 000</u>	<u>335, 300</u>	<u>370, 500</u>	
112	<u>292, 900</u>	<u>335, 500</u>	<u>370, 800</u>	
113	<u>293, 800</u>	<u>335, 700</u>	<u>371, 100</u>	
114	<u>294, 700</u>	<u>335, 900</u>	<u>371, 400</u>	
115	<u>295, 600</u>	<u>336, 100</u>	<u>371, 700</u>	
116	<u>296, 500</u>	<u>336, 300</u>	<u>372, 000</u>	
117	<u>297, 400</u>	<u>336, 500</u>	<u>372, 300</u>	
118	<u>298, 300</u>	<u>336, 700</u>	<u>372, 600</u>	

119	<u>299, 000</u>	<u>336, 900</u>	<u>372, 900</u>	
120	<u>299, 700</u>	<u>337, 100</u>	<u>373, 200</u>	
121	<u>300, 400</u>	<u>337, 300</u>	<u>373, 500</u>	
122	<u>301, 100</u>	<u>337, 500</u>	<u>373, 800</u>	
123	<u>301, 800</u>	<u>337, 700</u>	<u>374, 100</u>	
124	<u>302, 500</u>	<u>337, 900</u>	<u>374, 400</u>	
125	<u>303, 200</u>	<u>338, 100</u>	<u>374, 700</u>	
126	<u>303, 900</u>	<u>338, 300</u>	<u>375, 000</u>	
127	<u>304, 600</u>	<u>338, 500</u>	<u>375, 300</u>	
128	<u>305, 300</u>	<u>338, 700</u>	<u>375, 600</u>	
129	<u>306, 000</u>	<u>338, 900</u>	<u>375, 900</u>	
130	<u>306, 600</u>	<u>339, 100</u>	<u>376, 200</u>	
131	<u>307, 200</u>	<u>339, 300</u>	<u>376, 500</u>	
132	<u>307, 800</u>	<u>339, 500</u>	<u>376, 800</u>	
133	<u>308, 400</u>	<u>339, 700</u>	<u>377, 100</u>	
134	<u>309, 000</u>	<u>339, 900</u>	<u>377, 400</u>	
135	<u>309, 600</u>	<u>340, 100</u>	<u>377, 700</u>	
136	<u>310, 200</u>	<u>340, 300</u>	<u>378, 000</u>	
137	<u>310, 800</u>	<u>340, 500</u>	<u>378, 300</u>	
138	<u>311, 400</u>	<u>340, 700</u>	<u>378, 600</u>	
139	<u>312, 000</u>	<u>340, 900</u>	<u>378, 900</u>	
140	<u>312, 400</u>	<u>341, 100</u>	<u>379, 200</u>	
141	<u>312, 800</u>	<u>341, 300</u>	<u>379, 500</u>	
142	<u>313, 200</u>	<u>341, 500</u>	<u>379, 800</u>	
143	<u>313, 600</u>	<u>341, 700</u>	<u>380, 100</u>	
144	<u>314, 000</u>	<u>341, 900</u>		
145	<u>314, 400</u>	<u>342, 100</u>		
146	<u>314, 800</u>			
147	<u>315, 200</u>			
148	<u>315, 600</u>			
149	<u>316, 000</u>			
150	<u>316, 400</u>			
151	<u>316, 800</u>			
152	<u>317, 200</u>			
153	<u>317, 600</u>			
154	<u>318, 000</u>			
155	<u>318, 300</u>			
156	<u>318, 600</u>			
157	<u>318, 900</u>			
158	<u>319, 200</u>			
159	<u>319, 500</u>			

	160	<u>319,800</u>			
	161	<u>320,100</u>			
	162	<u>320,400</u>			
	163	<u>320,700</u>			
	164	<u>321,000</u>			
	165	<u>321,300</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	円
	224,600	235,900	257,800	290,200	

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務をしなかった</u>場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(<u>前2項に規定する勤務に従事する時間考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>)とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額</p> <p>(2) 省略</p> <p>4 省略 <u>附則(令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務しなかった</u>場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額(<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>)</p> <p>(2) 省略</p> <p>4 省略</p>